

総合評価落札方式に係る 申告点数確認方式の事務手続き

平成30年令和3年6月



和歌山県県土整備部

1. 申告点数確認方式とは

申告点数確認方式とは、総合評価落札方式を適用する建設工事及び建設工事に係る委託業務において、発注者が定める評価内容（具体の技術提案を除く。）に対する**申告評価**点数を入札参加者が**申告点数表**に自ら**記入申告**し、その得点（以下、**申告点数**という。）とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、書面による技術提案等の評価・審査を行うものである。

なお、申告点数は、電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力し申告するものとし、紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出するものとする。

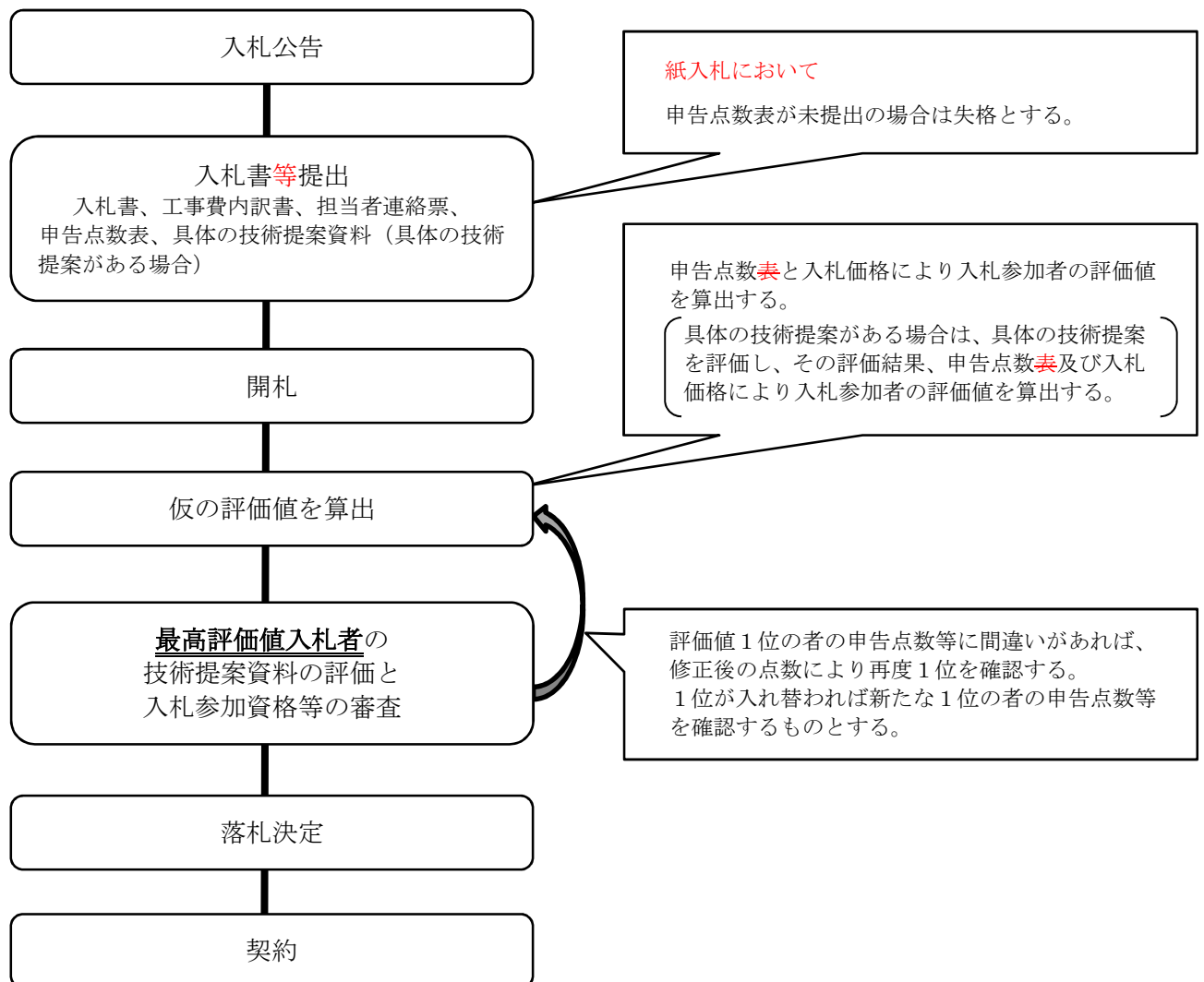
2. 申告点数確認方式の対象

総合評価落札方式を適用する建設工事及び建設工事に係る委託業務

3. 実施の時期

平成30年令和3年6月1日以降の入札公告分から適用

4. 申告点数確認方式のフロー図



5. 申告点数確認方式の概要

(1) 申告点数表の作成・提出について

- ①入札参加者は、技術提案作成要領の「技術提案の内容に関する留意事項」を十分確認の上、**落札者決定基準をもとに申告点数等を記入電子入札システムにより入力し申告すること。**~~(別紙 1：提出イメージ)~~
- ②**作成した「申告点数表」を入札書に添付の上、提出すること。**
申告点数等を入力後、入力情報を必ず印刷し保管すること。なお、紙入札により入札を行った場合は、入札参加者が自ら申告点数表（提案様式1）に点数を記入し、入札書に添付の上、提出すること。（提案様式1：提出イメージ）

(2) 発注者の評価及び落札者の決定

- ①**提出された「申告点数表」**及び「入札価格」により、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の評価値を算出して、最高評価値入札者を決定する。なお、具体の技術提案がある場合は、具体の技術提案を評価し、その「評価結果」を加えて、評価値を算出して、最高評価値入札者を決定する。
- ②最高評価値入札者に対し、書面による技術提案を求め確認を行う。
- ③書面による技術提案を確認した結果、**申告点数表**の申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ・申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
 - ・申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について**記載申告**された申告点数により評価するものとする。（申告点数の修正は行わない。）
- ④書面による技術提案の確認の結果、申告点数に誤りがあったとしても、最高評価値入札者が変わらない場合は、当該入札者の入札参加資格等の審査を行った上で、落札候補者として決定する。最高評価値入札者が入れ替わった場合は、再度最高評価値入札者の書面による技術提案の確認を行い、以降決定するまで繰り返す。
- ⑤地方入札審査会の議を経た上で、落札候補者となった者を落札者とする。

(3) その他留意事項

- ①**紙入札の場合、**~~「申告点数表」~~（提案様式1）の提出がない場合は失格とする。
- ②**申告点数表（提案様式1）**が提出された場合でも、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
- ②③工事（業務）成績の平均値については、小数第1位を切り捨て整数止めとする。
- ③④**「申告点数表」**の申告点数は、別途作成する技術提案と必ず整合を図り**作成**すること。
- ④⑤申告点数を電子入札システムにより入力する場合は、**配置予定技術者の氏名のみ**入力すること。なお、紙入札の場合の申告点数表（提案様式1）には会社名、許可番号（業者番号）及び配置予定技術者の氏名が全て記載されていることを必ず確認すること。建設工事の許可番号に

については、建設業法の許可番号を記載すること。建設工事に係る委託業務については、入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。

- ⑤⑥配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、申告点数を電子入札システムにより入力する場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。また、紙入札の場合は、候補者毎に申告点数表を作成すること。また、共同企業体の場合は、代表幹事の候補者毎に申告点数表を作成すること。
- ⑥⑦申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が 2 位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

【別紙1提案様式1：提出イメージ】（建設工事：総合評価特別簡易型の例）

総合評価方式(特別簡易型) 申告点数表(案)							
工事名	入札参加者記入箇所						
工事場所							
予定価格							
会社名	株式会社〇〇						
許可番号	〇〇-〇〇〇〇〇〇						
配置予定技術者の氏名	〇〇 〇〇						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考		
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	4.0	0.6	※配置予定技術者が主任(監理)技術者として担当した契約額が〇〇万円以上であること	配置予定技術者の能力 (1),(2),(3)の点数の合計を記入 (例の場合：2.1点を記入)	
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0				
		③55点未満	-1.0				
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0			
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5				
		③上記以外	0.0				
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	0.5			※建設系継続教育は以下の団体とする。 ・空気調和・衛生工学会・建設コンサルタンツ協会 ・地盤工学会・全国土木施工管理技士会連合会 ・土木学会・日本環境アセスメント協会・日本技術士会 ・日本造園学会・日本都市計画学会・農業農村工学会 ・日本建築士会連合会
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
		③なし	0.0				
	小計						
価格以外の評価点	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0			
		②上記以外	0.0				
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0			
		②なし	0.0				
地域貢献	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	①過去2年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	1.0	地域貢献 (1),(2),(3)の点数の合計を記入 (例の場合：3点を記入)		
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0				
	③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0					
	④上記①②③以外	0.0					
	小計		3				
合計				5.1			
※	<p>・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</p> <p>・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。 例：建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。</p> <p>・選択項目で選択しなかった項目は削除すること</p> <p>・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。)</p> <p>・当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)評価内容については、最も低い評価点に該当するものとする。また、小計又は合計の申告を切り捨て整数止めとし、その</p> <p>配置予定技術者の能力の小計、地域貢献の小計の点数の合計を記入 (例の場合：5.1点を記入)</p> <p>入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"②なし"とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者</p>						

【別紙1提案様式1：提出イメージ】（建設工事に係る委託業務：総合評価Ⅱ型の場合）

総合評価方式（委託業務） 申告点数表（案） 標準型Ⅱ（土木関係）						
業務名	入札参加者記入箇所					
業務場所						
予定価格						
業者名	株式会社〇〇〇〇					
業者番号	〇〇-〇〇〇〇〇〇					
配置予定技術者（主任技術者）の氏名	〇〇 〇〇					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
						技術提案
(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価		10		※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)	
小 計						
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価				※技術士、RCOMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級(コ-3A)又は一級技術者(コ-3A) ・〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(コ-3B)又は一級技術者(コ-3B) ・△△分野【発注案件に応じて設定】
		①技術士	10			
		②RCOM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【〇〇土（コンクリート診断士等、案件に応じて設定）】	5	5		
		③上記①②以外	0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価				※目標単位： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタンツ協会（年50単位） 土木学会（年50単位）
		①団体目標単位以上の取得がある	10			
		②団体目標単位の半数以上の取得がある	5	10		
		③上記①②以外	0			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価				配置予定技術者・企業の能力 (1),(2),(3),(4),(5)の点数の合計 を記入（例の場合：37.2点を記入）
		①同種業務の実績が2件以上ある	14		7	
②同種業務の実績がある		7				
	③上記①②以外	0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価				※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上	10		10.0		
	②60点以上～75点未満	10.0×（平均点-60.0）/15	10～0			
	③60点未満	-10				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価				※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上	6		5.2		
	②60点以上～75点未満	6.0×（平均点-60.0）/15	6～0			
	③60点未満	-6				
小 計						
				37.2		
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5			5.0
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価				※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5		2.5	
		②県内に居住している	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価				地域貢献 (1),(2),(3),(4),(5),(6)の点数の合計 を記入（例の場合：11.5点を記入）
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5		0.0	
②県内に住所又は本店を有する		2.5				
	③上記①②以外	0				
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価					
	①協定へ参加している	5		0		
	②なし	0				
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価				※入札書提出日時時点で雇用している障害者数を対象とする。	
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3		3		
	②上記①以外	0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価				※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
	①年20万円以上の購入実績がある	1		1		
	②上記①以外	0				
小 計						
				11.5		
合 計						
					※合計点は最高100点とする	
<p>※・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における8桁の業者番号を記載すること。</p> <p>・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>・当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>・申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）評価内容については、最も低い評価点に該当するものとする。また、小計の申告点数に誤りがあった場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p> <p>・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。</p> <p>・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。</p> <p>・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。</p> <p>・入札書提出日時時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。</p> <p>【業務場所が県内一円の場合】</p> <p>・本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。</p>						